

平成十五年内閣府・農林水産省令第十二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十一年政令第三百十六号）第五条第二項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処することが不適当なものを除く。）その他内閣総理大臣（独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第二百三十二号）以下「協会法」という。）第十一条第六号に規定する貸付業務（以下「貸付業務」という。）に係る財務及び会計に関する事項並びに貸付業務に関する事項（以下「貸付業務等に関する事項」といふ。）については、内閣総理大臣及び農林水産大臣（監査報告の作成）

第二条 協会に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第二号及び第四号において同じ。）

は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 協会の役員及び職員

二 他の監事が適切に職務を遂行するに当たる意思疎通を図るべき者

三 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、協会の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 協会の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効率的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 協会の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 協会の役員の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

（監事に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、協会法の規定に基づき内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項に提出する書類とする。）

（業務方法書に記載すべき事項）

（協会法第十一号に規定する業務方法書に記載すべき事項）

（協会法第十一号に規定する調査研究に関する事項）

（協会法第十一号に規定する援護に関する事項）

（協会法第十一号に規定する報告書）

（業務実績等報告書）

（協会に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる

事項

中期目標の期 間における業 務の実績及び 掲げる事項に て自ら評価す る場合	中期目標の期 間の終了時に見 込まれる中期目標の期間における業 務の実績。なお、当該業務の実 績が通則法第二十九条第二項第二 号に掲げる事項に係るものである 場合には次のイからニまで、同項 第三号から第五号までに掲げる事 項に係るものである場合は次のイか らハまでに掲げる事項を明らかに するかにしたものでなければならない。 イ 中期目標及び中期計画の実施 状況 ロ 当該期間における業務運営の 状況 ハ 当該業務の実績に係る指標が ある場合には、当該指標及び当該 期間における毎年度の当該指標の 状況 二 当該期間における毎年度の当 該業務の実績に係る財務情報及び 人員に関する情報 二 当該業務の実績が通則法第二 十九条第二項第二号から第五号ま で掲げる事項に係るものである 場合には、前号に掲げる業務の実 績について協会が評価を行った結 果。なお、当該評価を行った結果 は、次のイからハまでに掲げる事 項を明らかにしたものでなければ ならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出され た場合には、当該課題及び当該課 題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改 善方策のうちその実施が完了した 旨の記載がある場合に は、その実施状 況
---	---

2	2 协会は、前項に規定する報告書を内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）に提出したときには、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 （会計の原則） 2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に	を行った結果を明らかにする る報告書
3	3 第九条 協会の会計については、この命令の定めによつては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
4	4 第十条 内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）は、協会が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
5	5 第十一条 内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）は、協会が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
6	6 第十二条 内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）は、協会が業務のため保有又は取得しようとしている有形固定資産による資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができます。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
7	7 第十三条 協会に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。（会計監査報告の作成）	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
8	8 第十四条 協会に係る通則法第三十八条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めによるところによる。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
9	9 第十五条 協会に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。（会計監査報告の作成）	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
10	10 第十六条 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めによるところによる。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
11	11 第十七条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
12	12 第十八条 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、この条の定めによるところによる。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
13	13 第十九条 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、この条の定めによるところによる。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）

14	14 第二十条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
15	15 第二十一条 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、この条の定めによるところによる。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
16	16 第二十二条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
17	17 第二十三条 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、この条の定めによるところによる。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）
18	18 第二十四条 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、この条の定めによるところによる。	規定期算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成）

に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が協会の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一

般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、協会の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等を全ての重要な点

において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き

独立行政法人会計基準その他的一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、協会の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸

表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見があるときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に關して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日

八 前項第五号に掲げる「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関する説明を付す必要がある事項又は財

務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更
二 重要な偶発事象
三 重要な後発事象

（短期借入金の認可の申請）

一 協会は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由
二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

（長期借入金の申請）

一 借入金の償還の方法及び期限
二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

（償還計画の認可の申請）

一 協会は、協会法第十四条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由
二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

（償還計画の認可の申請）

一 協会は、協会法第十四条第二項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一條第一項前段の規定によりは、通則法第三十一條第一項後段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 長期借入金の償還の方法及び期限

三 その他必要な事項

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

二 協会に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次の財産とする。

一 協会が所有する土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。）
二 協会法附則第五条の規定による改正後の北方法域旧漁業権等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第六百六十二号）第十三条第一項に規定する基金
三 内閣総理大臣及び農林水産大臣が指定する他の財産

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定めた重要な財産の処分等の認可の申請）

一 協会は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供するこ

と（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次の事

項を記載した申請書を内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）に提出しなければならない。

一 借入金の償還の方法及び期限
二 借入金の額

三 处分等の条件

四 協会の業務運営上支障がない旨及びその理由

五 （積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

一 处分等に係る財産の内容及び評価額

二 处分等の条件

三 处分等の方法

四 協会の業務運営上支障がない旨及びその理由

五 （積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

一 处分等に係る財産の内容及び評価額

二 处分等の条件

三 处分等の方法

四 最後の事業年度末の貸借対照表

五 承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

（内部組織）

一 協会に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた協会の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として内閣総理大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

二 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として内閣

閣総理大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものを行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織では、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。）

（管理又は監督の地位）

一 協会に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして内閣総理大臣が定めるものとする。

（附則抄）

一 この命令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

二 協会附則第二条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた償却資産は、第九条第一項の規定による内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）の指定があつたものとみなす。

三 北方領土問題対策協会の財務及び会計に関する命令（昭和四十四年総理府・農林省令第二号）は、廃止する。

（附則）

一 この命令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

二 法律（平成二十一年法律第七十五号）の施行のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年四月一日）から施行する。

三 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（附則）

一 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

二 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

三 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（附則）

一 この命令は、公布の日から施行する。

二 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

三 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（附則）

一 この命令は、公布の日から施行する。

二 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

三 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（附則）

一 この命令は、公布の日から施行する。

二 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

三 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（附則）

一 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

二 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

三 この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

う。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(業務実績等報告書に係る経過措置)

第二条 改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの命令による改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十三条及び第十四条の規定は、この命令の施行の日(以下「施行日」という)以後に開始する事業年度に係る規定の適用については、新命令第八条第一項の表事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項中「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の通則法(以下「旧通則法」という)」第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とし、同表中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項及び中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項中「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とし、新命令第二十三条第二項中「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」とする。

(事業報告書の作成に係る経過措置)

第三条 新命令第十四条第三項の規定は、この命令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

第一条 この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二十五日内閣府・農林水産省令第四号)

(施行期日)

農林水産省令第四号

(財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置)

第二条

この命令による改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十三条及び第十四条の規定は、この命令の施行の日(以下「施行日」という)以後に開始する事業年度に係る財務諸表(独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ)及び事業報告書(同法第三十八条第二項に規定する事業報告書をいう。以下同じ)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月二八日内閣府・農林水産省令第三号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一月二二日内閣府・農林水産省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。